

塩谷町告示第 37 号

塩谷町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町介護保険条例の一部を改正する条例

令和6年3月22日

条例第8号

塩谷町介護保険条例(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,700円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>49,300円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>49,600円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円</u></p> <p><u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 151,200円</u></p> <p><u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 165,600円</u></p> <p><u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 172,800円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に</p>

係る令和3年度から令和5年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「36,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,500円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,500円」とあるのは、「34,900円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,500円」とあるのは、「49,300円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

2・3 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロ _____ に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

2・3 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。